

令和8年度「持続可能なまちの農業取組支援事業」 実施者の募集について

阪神地域には、都市部およびその周辺に多くの農地（都市農地等）があり、地域環境の保全や住民生活に配慮しながら農業が営まれています。本事業は、都市農地等を守り、農業を継続する生産者の取組を支援します。

支援内容

① 軒先等販売支援

- 阪神産農産物の軒先等販売活動に必要な機械・設備の導入（展示棚、梱包機、冷蔵ケース、自動販売機、看板等）
- 農産物等の防犯対策に必要な設備等の導入（防犯カメラ、看板等）

<補助金額等>

- 事業費の3分の1以内
- 補助金額は40万円を上限
- 2件程度を予定



② 環境に配慮した生産支援

- 環境に配慮した生産活動（有機農業含む）に必要な簡易な施設（パイプハウス等）の設置や除草機、堆肥化装置等の機器導入
- 第三者継承等により取得した施設修繕

<補助金額等>

- 事業費の3分の1以内
- 補助金額は100万円を上限
- 2件程度を予定

事業要件

① 事業実施主体

農業者又は農業者が組織する団体

② 事業対象地域

阪神農林振興事務所管内7市1町の市街化区域生産緑地及び市街化調整区域の農地（ただし、生産緑地を優先）

③ 取組要件

ひょうご認証食品の認証を受けていること、もしくは受ける予定があること等

応募方法等

○ 応募方法

市町を通じて募集しますので、希望者は最寄りの市町へ所定の様式により提出してください。

○ 応募期間

令和8年7月31日から8月31日
※応募を開始後に県HPに掲載しますので、随時ご確認願います。

<注意事項>

- ・経費の対象は、**補助金の交付決定通知日以降に取り組んだ事業**となります。
- ・予算の範囲内で採択事業を決定します。

<問合せ先>

〒669-1531 三田市天神1-10-14

阪神農林振興事務所 農政振興課

阪神農業改良普及センター

(電話 079-562-8849)

(電話 079-562-1393)